

(平成24年6月20日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係

3 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年11月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年11月から63年3月まで  
昭和63年1月頃、当時、私は、短大生であったが、A市役所から国民年金保険料を納付するようはがきで通知された。このことを、母親が電話で同市の担当者に伝えたところ、「国で決まったことだから、国民年金保険料を納付してください。」と言われたため、母親は、私の将来を考え、同年3月頃、同市の支所で申立期間の保険料を納付してくれた。  
しかしながら、年金事務所からの回答によると、申立期間の国民年金保険料が未納とされているので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

戸籍の附票によると、申立人は、申立期間後の昭和63年7月12日にA市からB市に住所を移していることが確認できること、申立人が所持する年金手帳を見ると、国民年金記号番号欄に「B」と押印されていることが確認できる上、申立人の国民年金手帳記号番号前後の第1号被保険者に係る国民年金保険料の検認状況及び第3号被保険者の資格取得に係る処理日の状況から判断すると、申立人の国民年金の加入手続は、B市において63年8月及び同年9月頃に行われたものと推認できる。

また、申立期間当時、申立人の母親がA市で申立期間の国民年金保険料を納付するためには、同市において国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿により、同市において払い出された国民年金手帳記号番号を確認したが、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、上記の加入手続が行われた時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度納付により納付することが可能であるものの、申立人は、申立期間の保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の母親から申立期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から51年3月まで  
年金事務所からの回答によると、申立期間の国民年金保険料が未納とされている。

しかし、私は、当時、実家の自営業を手伝っていたが、私が20歳になった頃、父親が私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間を含め国民年金保険料を納付してくれていたはずなので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年2月28日に払い出されていることが確認できるとともに、A市の国民年金保険料検認一覧表において、申立人の国民年金手帳記号番号の前後各10人の被保険者を見ると、被保険者資格を取得後、最初に国民年金保険料の検認が行われた最も早い時期は同年1月であることが確認できることから判断すると、申立人の国民年金の加入手続きは同年1月頃に行われたものと推認できる上、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、上記の加入手続きが行われた時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することができない期間に該当する上、当該期間以外については、過年度納付により保険料を納付することが可能であるものの、申立人から、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な供述は得られなかった。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の父親は既に死亡していることから、当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について供述を得ることができない。

加えて、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資

料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成7年5月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月から同年7月まで

年金事務所からの回答によると、申立期間の国民年金保険料が未納とされている。

しかし、私は、勤務していた事業所を平成7年5月に退職した後、すぐに市役所で国民年金の加入手続を行った。その後、市役所から国民年金保険料の納付書が送られて来たので、私は、市役所で申立期間の保険料を納付した。この時、母親と一緒に市役所に行ったが、母親もこのことを記憶しているので、申立期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金被保険者名簿によると、平成7年5月12日付け及び8年9月21日付け国民年金被保険者資格取得届並びに7年8月21日付け同資格喪失届について、いずれも9年8月7日に受付されていることが確認できることから判断すると、申立期間当時、申立人は国民年金の未加入者であり、申立期間の国民年金保険料を納付することができない上、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、上記の加入手続が行われた時点では、申立期間のうち平成7年5月及び同年6月は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間に該当する。

さらに、申立期間のうち平成7年7月については、上記の加入手続が行われた9年8月7日から同年8月31日までの期間において、過年度保険料として遡って納付することが可能であるところ、同年8月領収分の過年度保険料に係る領収済通知書を調査したものの、申立人の申立期間に係る領収済通知書は見当たらない上、申立人及び母親から申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる具体的な供述は得られなかった。

加えて、申立人は、「B金融機関又はC金融機関の私の預金口座から預金を

引き出し、申立期間の国民年金保険料を納付したかもしれない。」旨供述しているところ、申立人は、B金融機関の当該預金口座は既に解約しており口座番号は確認できないとしている上、C金融機関の当該預金口座に係る平成7年4月から9年8月までの入出金記録を調査したものの、申立期間の国民年金保険料の納付をうかがわせる出金記録は見当たらなかった。

また、申立人は、「私は、申立期間前に勤務していた事業所を退職した時、当該事業所が社会保険関係事務等を委託していたD事務所へ行った記憶があるので、申立期間の国民年金の加入手続について、このDが行ってくれたかもしれない。」旨供述しており、申立期間当時、申立人が行ったとする事務所の所在地から、申立人が記憶するDとはEであったものと考えられるが、当該Eは、「事業所を退職した従業員の国民年金の加入手続については、行っていない。」旨回答している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。